



## ワクチン廃棄ゼロにご協力を - ワクチン接種キャンセル待ち登録のご案内 -

●お問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎76-3870 (健康福祉課)

ワクチン廃棄しないため、急なキャンセルなどが出たときに接種を受けることが可能な方の登録を募集します。登録いただいた方には、ワクチン接種の空きが出た場合に電話でご案内します。

### 登録要件

1. 九重町に住民票があり、接種券が届いている方 ※3回目接種の対象者
2. 連絡があって30分以内に接種会場（保健福祉センター）に駆けつけることが可能な方

### 登録方法

◎メール（[メールアドレス](mailto:zero@town.kokonoe.lg.jp) zero@town.kokonoe.lg.jp）により、①～④の内容をご連絡ください。

\*タイトルは「キャンセル待ち登録」をお願いします。

\*①お名前 ②接種券番号 ③生年月日 ④電話番号（なるべく携帯）をお知らせください。

\*メールをご利用でない方は、コールセンター（☎0973-76-3870）までお電話ください。

登録にあたっての注意点

●ご登録していただいても、必ず接種できるというものではありません。接種のキャンセルが出た場合、登録順により電話連絡をします。このため、接種をご希望する方は、キャンセル登録とは別に必ず通常の予約をしておいてください。キャンセル等が少ない場合（1日当たり1～2名を見込んでいます）は、順番が来なかったり通常の予約の方が早くなったりすることがあります。

●ご連絡した日のご都合がつかない場合、お電話が繋がらない場合などは次の登録者にご案内します。不在着信の折り返しをいただいても、ご案内できない場合があります。なお、一度連絡がつかない場合も次回キャンセルが出た場合に再度連絡します。

●会場についたらすぐに接種が受けられるように事前に必ず予診票の記入をしておいてください。



▲九重町HP



## 新型コロナウイルスワクチン3回目接種のご案内【4月分】

●お問い合わせ 新型コロナウイルスワクチン接種対策室 ☎76-3870 (健康福祉課)

新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、2回目接種から6か月経過した方から順番に関係書類をお送りしています。接種を希望する方は関係書類が届き次第、予約をしてください。

### 集団接種

ワクチンの種類	実施日		実施会場
モデルナ	4月	13日(水)、16日(土)、18日(月)、20日(水)	保健福祉センター
ファイザー	4月	25日(月)、27日(水)	

### 個別接種

※医療機関への予約の問い合わせは業務に差し支えますのでお控えください

町内医療機関	期間	曜日	時間	ワクチンの種類
矢原 医院	3月28日 ～4月14日	月、火、木	午後2時～午後3時	ファイザー (予定)
友成 医院	3月28日 ～4月15日	月、水、金 ※4/8は除く	午後2時30分 ～午後3時30分	ファイザー (予定)
井上 医院	3月28日 ～4月15日	月、火、水、金	午後2時30分 ～午後4時	ファイザー (予定)
飯田高原診療所	3月15日 ～4月15日	火、水、木、金 ※3/18、4/12は除く	午前10時～正午	ファイザー (予定)

### 予約のしかた（集団接種・個別接種） ※完全予約制です。予約なしでの接種はできません

1 予約の際は接種券の券番号が必要です。お手元にご準備ください。

2 ◎インターネット予約（スマートフォン、パソコン、タブレット）

なるべくインターネット予約をご利用ください

九重町ホームページから予約する場合

・九重HP ▶新型コロナウイルスに関する情報▶接種の予約について

予約サイトへ直接接続して予約する場合

・右側のQRコードをスマホで読み取ってご利用いただくか、

URL <https://jump.mrso.jp/444618/> を直接入力してください



▲接種予約はこちらから

◎電話予約

新型コロナワクチンコールセンター ☎0973-76-3870

・電話予約は平日午前9時～午後4時まで（その他のお問い合わせは午後5時まで）

3 予約受付期限：接種日の前週木曜日午後4時 ※期限を過ぎてWEBで予約登録、変更等した場合は接種できないことがあります。ご了承ください。

▶5月以降の集団接種と64歳以下の方を中心とした個別接種は順次お知らせします。

▶ワクチンの種類は国の配分によって変更になることがあります。

▶ファイザー社またはモデルナ社のどちらを接種しても効果は十分であり、副反応はおおむね同じです。

▶ワクチンは強制ではありません。新型コロナワクチンの接種は、接種を受けることの効果と副反応等について、理解の上、自らの意思で受けていただくこととなります。



▲九重町HP

## 臨時特別給付金の支給確認書、提出をお忘れではありませんか？

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821  
税務課 ☎76-3803

### ①令和3年度住民税非課税世帯の世帯主（課税者の扶養親族等のみでなる世帯を除く）

1月上旬に支給対象となる世帯へ、支給確認書を簡易書留にて郵送しています。詳しくは広報このえ1月号（9ページ）をご確認ください。

※提出期限：令和4年3月25日（金）を過ぎると対象になりませんので、ご注意ください。

### ②令和3年1月以降新型コロナウイルス感染症による家計急変で、①と同等となる世帯の世帯主

住民税が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、収入減少により①と同等となる世帯へ10万円を支給します。対象要件に該当するかどうかは、収入が減少したことが分かる書類等を審査し決定します。詳しくは事前にご相談ください。

#### ▶対象要件・①に該当しない方

- ・新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置による影響で収入が減少した世帯
- ・世帯全員が「課税されている他親族等の扶養」を受けていないこと

※新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置とまったく関係ない理由で収入が減少した方は、対象となりません。

#### ▶相談受付期間 令和4年9月30日（金）まで

※申告をされていない世帯は、令和3年度分の申告をお願いします。①に該当すれば給付対象となります。

※DV等で避難されている方で、①②に該当する方はご相談ください